

# 第1編 総則



## 資料-1 つくば市防災会議条例

## ○つくば市防災会議条例

平成3年3月20日

条例第34号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、つくば市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（平9条例39・平11条例23・一部改正）

## (所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) つくば市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じてつくば市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属すること。

（平9条例39・平11条例23・一部改正）

## (組織等)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、40人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) つくば市を警備区域とする陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
  - (3) 茨城県知事の事務部局の職員のうちから市長が任命する者
  - (4) 茨城県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (5) 消防長及び消防団長
  - (6) 教育委員会の教育長
  - (7) 市職員のうちから市長が指定する者
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(平9条例39・平9条例57・平14条例45・平15条例34・平19条例45・平25条例3・一部改正)

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、茨城県の職員、市職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のある者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平9条例39・平14条例45・一部改正)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(平9条例39・一部改正)

附 則

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年条例第45号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第34号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第45号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 資料-2 つくば市防災会議の構成

(平成30年12月1日現在)

	機関名	役職名
1	つくば市	市長
2	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	所長
3	陸上自衛隊第1施設団第101施設器材隊	隊長
4	茨城県県南県民センター	センター長
5	茨城県県南農林事務所	所長
6	茨城県土浦土木事務所	所長
7	茨城県つくば保健所	所長
8	茨城県つくば中央警察署	署長
9	茨城県つくば北警察署	署長
10	つくば市消防本部	消防長
11	つくば市消防団	団長
12	つくば市	教育長
13	つくば市	副市長
14	つくば市	副市長
15	つくば市市長公室	公室長
16	つくば市総務部	部長
17	つくば市政策イノベーション部	部長
18	つくば市財務部	部長
19	つくば市市民部	部長
20	つくば市保健福祉部	部長
21	つくば市こども部	部長
22	つくば市経済部	部長
23	つくば市都市計画部	部長
24	つくば市建設部	部長
25	つくば市生活環境部	部長
26	つくば市会計事務局	会計管理者
27	つくば市議会事務局	局長
28	つくば市教育局	局長
29	東京電力パワーグリッド(株)土浦支社	支社長
30	東日本電信電話(株)茨城支店	支店長
31	東京瓦斯(株)つくば支社	支社長

	機関名	役職名
32	東京瓦斯（株）常総支社	支社長
33	関東鉄道（株）つくば中央営業所	所長
34	首都圏新都市鉄道（株）運輸部つくば駅務管理所	駅務管理所長
35	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	理事長

※区分は、つくば市防災会議条例第3条第5項による。

## 資料-3 つくば市災害対策本部条例

## ○つくば市災害対策本部条例

昭和62年11月30日  
条例第47号

## (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、つくば市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（平9条例39・平25条例4・一部改正）

## (組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（平9条例39・一部改正）

## (部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指定する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（平9条例39・追加）

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平 9 条例 39・旧第 4 条繰下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。



## 資料-4 茨城県地震被害想定

茨城県では、平成10年3月に地震被害想定を公表しましたが、公表から約20年が経過し、人口、建物分布、インフラの整備状況などが変化したことなどを踏まえ、最新の科学的知見とデータに基づき、新たに地震被害想定調査を実施しました。

(地震別の最大震度)

茨城県南部	茨城・埼玉 県境	F1断層	棚倉破砕帯	太平洋プレ ート(北部)	太平洋プレ ート(南部)	茨城県沖～ 房総半島沖
6強	6強	4	5弱	6強	6弱	6弱

(抜粋：茨城県南部の地震) ※最大数値時間を掲載

建物被害(全壊・半壊棟数(単位：棟)(冬18時))

液状化		揺れ		土砂災害		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
4	35	292	2,941	*	*	490	786	2,977

※ \*：わずか

※ 集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

人的被害(死者・負傷者・重傷者(単位：人))(冬18時)

死者					
建物倒壊	(うち屋内収容物等)	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
15	(2)	*	*	*	16
負傷者					
建物倒壊	(うち屋内収容物等)	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
323	(100)	*	29	8	360
重傷者					
建物倒壊	(うち屋内収容物等)	土砂災害	火災	ブロック塀等	合計
19	(19)	*	8	3	31

\*：わずか

※ 集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

※ 重傷者数は負傷者の内数である。

避難者(単位：人)(冬18時)

被災当日			被災1週間後			被災1ヶ月後		
総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外	総数	避難所	避難所外
12,572	7,543	5,029	14,658	7,329	7,329	7,957	2,387	5,570

※ 集計結果の切り上げ処理等により、表中の数量は合計が合わない場合がある。

(出典：茨城県地震被害想定(平成30年12月)を一部修正)

## 資料-5 土石流危険渓流

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	渓流所在地
				大字
220-I-001	利根川	桜川	湯ノ沢	国松
220-I-002	利根川	桜川	寺沢	国松
220-I-003	利根川	桜川	椎木平沢	国松
220-I-004	利根川	桜川	地藏沢	国松
220-I-005	利根川	桜川	宮沢	沼田
220-I-006	利根川	男女の川	中ノ沢	筑波
220-I-007	利根川	男女の川	筑波男女川	筑波
220-I-008	利根川	逆川	寺川	筑波
220-I-009	利根川	逆川	又次沢	筑波
220-I-010	利根川	逆川	逆川	臼井
220-I-011	利根川	逆川	六所沢	神郡
220-I-012	利根川	桜川	八幡沢	山口
220-I-013	利根川	桜川	金塚沢	山口
220-I-014	利根川	桜川	新寺沢	山口
220-I-015	利根川	桜川	中沢	小和田

計 15 箇所

## ※ 土石流危険渓流

土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます）に被害を生ずるおそれがある渓流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流を「土石流危険渓流」としています。

（出典：茨城県ホームページ 土砂災害警戒区域等指定箇所【つくば市（土石流）】）

資料-6 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長 (m)	勾配	高さ (m)	保全人 家戸数
				大字	小字				
220-I-001	I	自然斜面	新田	沼田	新田	130	55	19	0
220-I-002	I	自然斜面	多気太郎	北条	多気太郎	100	35	16	13
220-I-003	I	自然斜面	日向2	北条	日向	50	50	8	8
220-I-004	I	自然斜面	日向1	北条	日向	30	45	13	0
220-I-005	I	自然斜面	東山1-2	平沢	東山	80	35	14	3
220-I-006	I	自然斜面	台	谷田部	台	100	60	9	6
220-I-007	I	自然斜面	女体山	筑波	女体山	40	50	48	0
220-I-008	I	自然斜面	筑波1	筑波	1丁目	30	60	8	3
220-I-009	I	自然斜面	筑波2	筑波	1丁目	190	35	20	6
220-I-010	I	自然斜面	加茂山	上ノ室	加茂山	40	45	7	20
220-I-011	I	自然斜面	高須賀南部	高須賀	高須賀南部	100	35	5	6
220-I-012	I	自然斜面	台町坂町	谷田部	台町坂町	130	45	6	11
220-II-001	II	自然斜面	東山	平沢	裏山	80	35	10	2
220-II-002	II	自然斜面	加茂山	上ノ室	加茂山	50	45	8	4
220-II-003	II	自然斜面	小白碓	小白碓		70	70	7	3
220-III-002	III	自然斜面	中菅間	中菅間		220	30	10	
220-III-004	III	自然斜面	東山	筑波	東山	100	30	20	
220-III-005	III	自然斜面	臼井	臼井		110	30	20	
220-III-007	III	自然斜面	平沢a	平沢		150	32	70	
220-III-008	III	自然斜面	平沢b	平沢		190	34	40	
220-III-009	III	自然斜面	平沢c	平沢		100	30	20	
445-I-001	I	自然斜面	下宿	小荃	下宿	310	48	15	5
445-I-002	I	自然斜面	天神山	小荃	天神山	190	48	14	5
445-I-003	I	自然斜面	節抜	房内	節抜	300	60	9	9
445-I-004	I	自然斜面	大船戸台	岩崎	大船戸台	600	52	10	6
445-I-005	I	自然斜面	あしび野	あしび野		610	43	9	8
445-I-006	I	自然斜面	細見台	細見	細見台	200	58	13	8
445-I-007	I	人工斜面	稲荷山	下岩崎	稲荷山	260	43	10	0
445-I-008	I	自然斜面	向山	下岩崎	向山	180	40	12	0
445-I-009	I	自然斜面	荃崎	荃崎		260	40	13	0
445-I-010	I	自然斜面	森の里	森の里		420	38	14	36

箇所番号	箇所分類 I・II・III	斜面区分	箇所名	位置		延長 (m)	勾配	高さ (m)	保全人 家戸数
				大字	小字				
445-I-011	I	自然斜面	山中坪	岩崎	山中坪	460	48	14	9
445-I-012	I	自然斜面	下岩崎-2	下岩崎	下岩崎	220	40	13	5
445-I-013	I	自然斜面	細見	細見		280	54	13	8
445-I-014	I	人工斜面	自由が丘-2	自由が丘		320	36	12	9
445-I-015	I	自然斜面	自由が丘-3	自由が丘		220	50	12	5
445-I-016	I	自然斜面	泊崎-2	泊崎		320	55	13	3
445-II-001	II	自然斜面	下岩崎-1	下岩崎	下岩崎	140	50	12	2
445-II-002	II	自然斜面	上岩崎-1	上岩崎	上岩崎	220	46	11	2
445-II-003	II	自然斜面	大船戸	大船戸		190	63	10	3
445-II-004	II	自然斜面	自由ヶ丘-1	自由ヶ丘		220	53	13	4
445-II-005	II	自然斜面	泊崎-1	泊崎	千泥	120	60	13	1
445-III-001	III	自然斜面	久万坪-1	久万坪		200	47	14	
445-III-002	III	自然斜面	駒込	駒込		290	35	15	
445-III-003	III	自然斜面	小山-1	小山		180	40	13	
445-III-004	III	自然斜面	久万坪-2	久万坪		630	50	14	
445-III-005	III	自然斜面	六斗	六斗		170	50	15	
445-III-006	III	自然斜面	小荃-1	小荃		250	35	9	
445-III-007	III	自然斜面	小山-2	小山		470	50	15	
445-III-008	III	自然斜面	上岩崎-2	小松崎		380	45	14	
445-III-009	III	自然斜面	小荃-2	小荃		300	40	10	
445-III-010	III	自然斜面	上岩崎-3	上岩崎		220	40	14	
445-III-011	III	自然斜面	下岩崎-3	下岩崎		140	35	11	
445-III-012	III	自然斜面	下岩崎-4	下岩崎		130	30	13	
445-III-013	III	自然斜面	下岩崎-5	下岩崎		110	35	13	
445-III-014	III	自然斜面	下岩崎-6	下岩崎		220	40	14	
445-III-015	III	自然斜面	泊崎-3	泊崎		210	35	14	

計 57 箇所

## ※ 急傾斜地崩壊危険箇所

傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が 1 戸以上（人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます）ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としています。

(出典：茨城県ホームページ「土砂災害警戒区域等指定箇所【つくば市（急傾斜）】」)

資料-7 土砂災害警戒区域等の指定状況

箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
445-I-001	下宿	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-002	天神山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-003	節抜	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-004	大船戸台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-005	あしび野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-006	細見台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-007	稻荷山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-008	向山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-009	茎崎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-010	森の里	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-011	山中坪	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-012	下岩崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-013	細見	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-014	自由が丘-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-015	自由が丘-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-I-016	泊崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年2月9日
445-II-001	下岩崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-II-002	上岩崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-II-003	大船戸	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-II-004	自由ヶ丘-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-II-005	泊崎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-001	九万坪-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-002	駒込	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-003	小山-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-004	九万坪-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-005	六斗	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-006	小茎-1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-007	小山-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-008	上岩崎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-009	小茎-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-010	上岩崎-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日
445-III-011	下岩崎-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成28年9月29日

箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	告示年月日
445-Ⅲ-012	下岩崎-4	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
445-Ⅲ-013	下岩崎-5	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
445-Ⅲ-014	下岩崎-6	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
445-Ⅲ-015	泊崎-3	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅰ-001	新田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-002	多気太郎	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-003	日向 2	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-004	日向 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-005	東山 1-2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-006	台	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-007	女体山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-008	筑波 1	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-009	筑波 2	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-010	加茂山	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-011	高須賀南部	急傾斜地の崩壊	○		平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-012	台町坂町	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅱ-001	東山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅱ-002	加茂山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-003	小白碓	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-002	中菅間	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-004	東山	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-005	臼井	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-007	平沢 a	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-008	平沢 b	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅲ-009	平沢 c	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 28 年 9 月 29 日
220-Ⅰ-001	湯ノ沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-002	寺沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-003	椎木平沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-004	地蔵沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-005	宮沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-006	中ノ沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-007	筑波男女川	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-008	寺川	土石流	○		平成 24 年 2 月 9 日
220-Ⅰ-009	又次沢	土石流	○	○	平成 24 年 2 月 9 日

箇所番号	箇所名	自然現象の区分	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	告示年月日
220-I-010	逆川	土石流	○	○	平成24年2月9日
220-I-011	六所沢	土石流	○	○	平成24年2月9日
220-I-012	八幡沢	土石流	○	○	平成24年2月9日
220-I-013	金塚沢	土石流	○	○	平成24年2月9日
220-I-014	新寺沢	土石流	○	○	平成24年2月9日
220-I-015	中沢	土石流	○	○	平成24年2月9日

計 72 箇所

※ 土砂災害危険箇所

土砂災害が発生するおそれのある箇所をいいます。

土砂災害危険箇所は土砂災害の発生箇所を決定するものではありません。土砂災害危険箇所の範囲外でも、災害が発生する場合があります。

(出典：茨城県ホームページ土砂災害警戒区域等指定箇所〔市町村一覧〕)